

【白井市の在宅医療・介護連携相談窓口についての運営方針(案)】

1. 目指す姿

「相談窓口が整備され、市民や医療・介護関係者への相談支援体制が整う。」

2. 相談体制

市内 3 か所の地域包括支援センターにおいて、市民や医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談の受け付けを行う。

医療・介護関係者からの相談を受け付ける特定の相談窓口・コーディネーターは設けない。

3. 実施内容・実施方法

- (1) 配置する人材は、地域包括支援センターに配置されている 3 職種（保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士）とする。各職種の専門性を活かして連携して対応する。
- (2) 市民や地域の関係者（民生委員等）に対して、地域包括支援センターで在宅医療・介護連携に関わる相談を受け付けていることを周知する。
- (3) 地域の医療・介護関係者等に対して、地域包括支援センターで在宅医療・介護連携に関わる相談を受け付けていることを周知する。（各包括の担当地区等、含む）
- (4) 地域包括支援センターは、地域の医療・介護関係者と連携しながら、在宅医療への移行も含めた退院支援を行う。また、市民に対して地域の医療・介護事業所等の紹介を行う。
- (5) 運営にあたり、「白井市在宅医療・介護連携、認知症対策推進協議会」において運営方針を策定し、それに基づき相談対応を行う。